

# 記者資料提供 PressRelease



令和3年11月24日

## ▼タイトル

高島市議会政治倫理審査会の審査結果報告および措置内容の決定について

## ▼概要

令和3年10月5日に請求がありました政治倫理基準等違反審査について、令和3年11月22日に高島市議会政治倫理審査会から議長に審査結果の報告があり、本日、議長が議会に報告しました。

審査結果報告書は、別添のとおりです。

また、本日の議員全員協議会において以下のとおり措置内容を決定しました。

なお、同報告書ならびに措置決定の内容は、高島市議会ホームページで公表します。

## 記

○万木豊議員には、本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止（3年）の措置とする。

○磯部亜希議員には、本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止（1年）の措置とする。

## ▼問い合わせ先

○所 属 : 議会事務局

○担 当 : 赤水

○電 話 番 号 : 0740(25)8140

○ファックス : 0740(25)8146

令和3年11月22日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市議会政治倫理審査会  
委員長 高木 広和

## 審査結果報告書

令和3年10月5日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、  
高島市議会議員政治倫理条例第12条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 審査請求の対象となる議員

万木 豊 議員  
磯部 亜希 議員

#### 2 審査請求の年月日

令和3年10月5日（補充審査請求 令和3年10月28日）

#### 3 審査請求の事案の内容

新型コロナウイルス等特別措置法に基づき、令和3年8月27日から同9月30日までの間の緊急事態宣言下において、上記2名の議員が飲酒を伴う会食を行っていた。

（補充審査請求の事案の内容）

現在、行われている上記2名の緊急事態宣言下における飲酒を伴う会食を行っていた事実について、2回目の政治倫理審査会において本人の答弁で新たな事実が判明したため、請求事案に補充しての審査が必要となつた。

#### 4 審査請求の理由

① 県内全域で緊急事態措置が講じられ、特措法第45条第2項、第24条第9項に基づき、不要不急の外出自粛と言った要請が出されていたにも関わらず、市民の通報により飲酒を伴う会食を行った事実を認めた。

このことは、高島市議会議員政治倫理条例第3条第1項に違反する疑い

がある。公人である立場から議員には特に責任ある行動を求められている。こうした倫理に反すると疑われる行動に対して、議会として自浄能力を発揮するよう、厳しい対応を多くの市民から強く求められている。

② 高島市議会議員政治倫理条例に則り、高島市議会議員として厳正な措置を求める。

#### (補充審査請求の理由)

① 会費について、磯部議員は「会費制」と答えた。しかし万木議員は「割り勘」と答えながら、参加者4人で割ったら「5000円のところ2~3000円支払ったと答えた。

② 手土産も貰っていた。

③ ①②の答弁に加え、会食に参加された一般市民の職が、市の公共事業などの入札に参加されている企業の代表者である旨の答弁があった。

それは、政治倫理条例第3条(1)「市民の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」と定めた規定に反することになる。

### 5 審査の結果

審査請求の事案の内容は、いずれの項目も「事実である」と認定した。

また、認定した具体的な事実は、審査会委員の全会一致で高島市議会議員政治倫理条例第3条第1項の規定に違反する行為と認定した。

なお、審査の経過等、詳細は別紙のとおりである。

### 6 講じるべき措置の内容

高島市議会議員政治倫理条例第12条第2項の規定に基づく措置については、議会の信頼を回復し、該当議員の市民への説明責任を果たすため、次の措置が妥当であると決定した。

○万木豊議員には、本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止（3年）の措置が妥当である。

今回の事件は、緊急事態宣言中の事件であり市民への謝罪が必要と考えること、また当議員は事件当時、高い倫理観が求められる議会選出監査委員という要職についており、より重い措置が必要と考えることから、今議員任期中は議会内の役職に就くことのない議会内の役職就任の停止（3年）の措置となった。

○磯部亜希議員には、本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止（1年）の措置が妥当である。

今回の事件は、緊急事態宣言中の事件であり市民への謝罪が必要と考えること、また審査の過程で明らかになった「2回のうち飲酒は1回であった」「先輩議員に誘われ断れなかった」との事情も勘案して、次回の役職就任は適切でないと考えることから、議会内の役職就任の停止（1年）の措置となった。

## 別紙

### 1 審査会の設置

令和3年10月5日に、藤田昭議員、早川康生議員、福井節子議員の連署をもって高島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第6条の規定による政治倫理基準等違反審査請求書（以下「審査請求書」という。）が提出された。（審査請求代表者は、藤田昭議員）

廣本昌久議長は、高島市議会議員政治倫理条例に基づく審査の請求があったことを令和3年10月5日に議会運営委員会に報告するとともに、同日に高島市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名のうえ、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

高木 広和 議員  
森脇 徹 議員  
廣部 真造 議員  
是永 宙 議員  
早川 浩徳 議員  
藍原 章 議員  
今城 克啓 議員

### 2 審査の経過

**第1回審査会** 令和3年10月8日（金）午前10時00分から  
廣本昌久議長および委員7名出席

- ・廣本昌久議長の議事進行のもと、審査会の委員長に高木広和委員、副委員長に森脇徹委員を互選した。
- ・委員長の議事進行により、審査請求内容の確認および今後の進め方について協議した。
- ・審査請求者から審査請求書に沿って審査請求に至った経緯の説明を受け、質疑を行った。

**第2回審査会** 令和3年10月15日（金）午前10時30分から  
委員7名出席

- ・審査対象議員（磯部亜希議員、万木豊議員）から事情聴取を行った。  
2人の審査対象議員は、「県内で緊急事態宣言中に、市内の飲食店で飲酒を伴う会食を2度行った。（磯部議員1回だけ飲酒、万木議員2回とも飲酒）」と請求事実を認めた。  
また、万木議員への事情聴取の中で、「会食は、2回とも割り勘であったが、

一人当たり、おそらく5千円程度と思うが、2～3千円支払った。また、千円程度の手土産も2回の内、1回もらった。また、同席した市民は、市の入札参加資格審査申請をされている業者と認識していた。」との発言から、新たな事実関係が判明した。

### 第3回審査会

令和3年11月1日（月）午後1時30分から  
委員7名出席

- ・令和3年10月28日に補充請求されたことについて、審査請求者から審査補充請求書に沿って補充請求に至った経緯の説明を受け、質疑を行った。
- ・審査対象議員（磯部亜希議員、万木豊議員）から追加事情聴取を行った。

○磯部議員は、追加事情聴取の中で、「会食は、会費制の認識で言われたまま支払い、2回の内、1回手土産があった。また、同席した市民は、市の入札参加資格審査申請をされている業者との認識もあった。」と答えられた。

○万木議員は、追加事情聴取の中で、「会食の支払いは、前回、答えたとおりである。手土産は、千円程度であった。議員は、奢ることはできないので割り勘にするが、年上の方や目上の方であれば、大いに甘える。」との発言があった。

- ・2度にわたる事情聴取を踏まえて、具体的な事実の整理と特定を行った。
  - 8月31日と9月4日の緊急事態宣言中に、市内の飲食店で飲酒を伴う会食を2回行った。その内、磯部議員は1回、万木議員は2回飲酒した。
  - 会食の費用は、2回とも割り勘であったものの市民が若干多く払い、2人とも2回の内1回、手土産があった。同席した一般市民は、高島市入札参加資格審査申請を提出されている業者であった。
- 以上のことおり、具体的な事実の特定をした。
- ・次回審査会では、2度にわたる事業聴取を踏まえて、具体的な事実の整理と特定を行うこととした。

### 第4回審査会

令和3年11月11日（木）午前9時30分から  
委員7名出席

- ・条例に違反する具体的な事実の認定を行った。

前回の審査会で特定した具体的な事実について、委員から異議があり、具体的な事実の特定から再審議した。

再審議の結果、以下のとおり具体的な事実の特定および認定を行った。

### 【磯部亜希 議員】

- 8月31日と9月4日の緊急事態宣言中に、市内の飲食店で飲酒を伴う会食を2度行った。(1回だけ飲酒)
- 会食は、2回とも会費制の認識で言われたまま支払い、2回の内1回は、手土産があった。
- 同席した一般市民は、高島市入札参加資格審査申請を提出されている業者の人であった。

### 【万木 豊 議員】

- 8月31日と9月4日の緊急事態宣言中に、市内の飲食店で飲酒を伴う会食を2度行った。(2回とも飲酒)
- 会食は、2回とも割り勘であったものの、一人当たり5千円程度のところ2~3千円支払い、2回の内1回は、千円程度の手土産があった。
- 同席した一般市民は、高島市入札参加資格審査申請を提出されている業者の人であった。

- ・以上の具体的な事実が認定されたことにより、本件審査請求については、事実と認定された。
- ・高島市議会議員倫理条例第3条第1項の規定への違反の有無について審議を行った結果、全会一致で認定した具体的な事実が条例に違反する行為であると認められた。
- ・条例に違反する事実と認められたことにより議会が講じるべき措置の検討を行い、各委員から措置の内容と理由について審議した。  
各委員からは、緊急事態宣言中で、市民も自粛を強いられている中での飲酒会食ということで、市民への説明責任を果たすため、本会議での陳謝や一定期間の役職就任の停止など様々な意見があった。
- ・次回審査会で、措置内容の決定と審査結果報告書案を確認することとした。

### 第5回審査会

令和3年11月22日（月）午前10時00分から

委員7名出席

- ・議会が講じるべき措置の内容について審議した。
- ・万木議員は事件当時、高い倫理観が求められる議会選出監査委員という要職についており、より重い措置が必要との意見があった。
- ・磯部議員は、「2回のうち飲酒は1回であった」「先輩議員に誘われ断れなかった」との事情も勘案して、万木議員よりも軽い措置が妥当との意見があった。
- ・採決の結果、議会が講じるべき措置が決定した。
- ・審査結果報告書案を確認した後、決定し、審査を終了した。